

## イノフォメーション

各部・課へは  
直通ダイヤルをご利用ください。

### 養父市役所

- ☎662-3161(代)  
総務部総務課・財政課  
☎662-3161(代)  
総務部税務課  
☎662-3164  
政策監理部企画政策課・  
行革推進室  
☎662-7602  
政策監理部八鹿振興課  
☎662-7601  
政策監理部秘書広報課  
☎662-3161(代)  
会計課  
☎662-7604  
市民生活部市民課  
☎662-3163  
市民生活部福祉課  
☎662-3162  
市民生活部健康課  
(福祉課介護保険係含む)  
☎662-3165  
都市整備部  
☎662-3166  
養父市議会事務局  
☎665-6800

### 養父市衛生公園

☎662-2562

### 養父地域局

- ☎664-0281(代)  
地域局振興課  
☎664-0281(代)  
地域局市民課  
☎664-0283  
農業委員会事務局  
☎664-1450  
産業経済部農林整備課  
☎664-0284  
産業経済部農政共済課  
☎664-1451  
産業経済部商工観光課  
☎664-0285  
企業局水道事業所  
☎664-1470  
企業局下水道課  
☎664-1629  
教育委員会教育総務課・学校教育課  
☎664-1627  
☎664-1490  
教育委員会社会教育課  
☎664-1628

### 大屋地域局

☎669-0120(代)

### 関宮地域局

☎667-2331(代)  
振興課  
市民課  
☎667-3502  
産業建設課  
☎667-3501

# 暮 集

## 県立豊岡聾学校幼稚部 入学児童を募集

兵庫県立豊岡聾学校幼稚部では、平成18年4月1日現在で、3歳から5歳までの児童（若干名）の入学者を募集します。

▼対象児童／きこえに障害のある児童、その他の障害を併せ有する児童、言語の指導を必要とする児童

▼受付期間／1月23日（月）～2月3日（金）

▼入学選考会／2月8日（水）  
岡聾学校 教育相談係（☎0796-2212114）

## 平成18年度 助成金 交付希望団体の募集

▼助成対象／平成18年4月から平成19年3月までに、但馬地域において実施される事業

### 就業資格取得講習会等 の参加者募集

※次の講習会等に関するお問い合わせは、但馬労働基準協会（☎0796-2413879）までお願いします。

#### （石綿作業特別教育）

▼対象者／石綿が使用されている建築物等の解体等の作業

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

庫本店内 財団法人たんしん  
地域振興基金事務局（☎0796-2311200）

▼お問い合わせ／但馬信用金  
庫本店・支店

▼学科日程／2月25日（土）  
（豊岡市立野町）

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

▼お問い合わせ／兵庫県立豊岡聾学校 教育相談係（☎0796-2212114）

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

▼申込締切／2月17日（金）

▼学科日程／2月25日（土）  
（豊岡市立野町）

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

▼お問い合わせ／兵庫県立豊岡聾学校 教育相談係（☎0796-2212114）

## お知らせ

### 児童に対する手当を受給するには申請をする

#### △児童手当△

▼支給対象／9歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（小学校3学年修了前の児童）を養育している方。

▼支給額（月額）／第1子・第2子＝5,000円 第3子＝10,000円

▼対象者／石綿が使用されている建築物等の解体等の作業

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

▼学科日程／3月11日（土）  
（豊岡市民会館（豊岡市立野町））

▼定員／40名  
(フォーカリフト運転技能講習)

▼申込締切／3月12日（日）  
（実技日程／3月12日（日）・18日（土）・19日（日）＝神鋼アケツク株）

▼支給対象／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で、心身に中度以上の障害がある児童が次のいずれかに該当する場合。

①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童  
②父が死亡した児童  
③父が重度の障害の状態にある児童  
④父の生死が明らかでない児童  
⑤父に1年以上にわたつて遺棄されている児童  
⑥父が引き続き1年以上拘禁

▼支給時期／2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

#### △特別児童扶養手当△

▼支給対象／20歳未満で、体か精神に重度障害、または中度障害のある児童

▼支給額（月額）／重度＝5,000円、中度＝3,900円

▼支給時期／4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

▼支給対象／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で、心身に中度以上の障害がある児童が次のいずれかに該当する場合。

①父が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童  
②父が死亡した児童  
③父が重度の障害の状態にある児童  
④父の生死が明らかでない児童  
⑤父に1年以上にわたつて遺棄されている児童  
⑥父が引き続き1年以上拘禁